

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人藤雪会 デイルームとんとん

●身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳と主体性を尊重し適切な施設運営を進めていくために、身体拘束等の適正化に向けた取り組みや、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の報告方法等に関して本指針のとおり示すものです。全ての職員がこれを理解、遵守した支援の実施につとめます。

●根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

●児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障害・特性を理解した上で身体拘束等を行わない支援の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

1. 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

●身体拘束適正化委員会その他組織に関する事項

①身体拘束適正化委員会の設置

利用者の身体拘束実施の適否及び身体拘束を必要としない支援について協議、決定を行うことを目的として、身体拘束適正化委員会を設置する。

②身体拘束適正化委員会の開催と構成員

身体拘束適正化委員会は、管理者、児童発達支援管理責任者、そのほか必要と判断された者により構成する。身体拘束適正化委員会は年1回以上開催する。必要に応じ虐待防止委員会と一体的に行うことがある。

●身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施し、利用者の人権を尊重した支援の励行を図る。

- ① 定期的な教育・研修（年1回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

●身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

身体拘束等を行わないことが原則であるが、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1) 身体的拘束等の必要性の検討

利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性があると考えられる場合には、虐待防

止委員会を中心に十分に検討を行い、１．切迫性、２．非代替性、３．一時性の三要件全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、利用者本人または当該利用者の家族と身体的拘束以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、その状況について検討し経過を記録する。また、できるだけ早期に拘束解除に向けた取り組みの検討を行う。

(2) 利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画に身体拘束を行う可能性を盛り込み、利用者または保護者に同意を得る。

(3) 記録

記録様式を用いて、身体拘束の態様及び時間、利用者の心身の状況、やむを得ない理由などを記録し職員間で共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、支援職員に周知する。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は５年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者および家族に報告する。

●指針の閲覧について

当事業所の身体拘束等適正化のための指針は、書面として備え置き、求めに応じていつでも利用者および家族等関係者が自由に閲覧できるよう事業所内に掲示、閲覧に供するものとする。

附則

この指針は、令和４年４月１日より施行する。